

## 平成 22 年度 住民税の主な改正点

### 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の創設

平成 22 年度から、住民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が、下記のように創設されました。

この制度の適用を受けるためには、住宅ローン控除を受ける最初の年に所得税の確定申告を行い、2 年目以降は給与所得の年末調整または所得税確定申告をしてください。

#### 平成 11 年～平成 18 年および平成 21 年～平成 25 年に居住開始した方

##### 〔対象者〕

- ・ 所得税の住宅ローン控除の適用があり、所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある方

##### 〔控除額〕

- ・ 次のうち、いずれか少ない方の額  
所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額  
所得税の課税総所得金額等の合計額 × 5 パーセント ( 最高 97,500 円まで )

##### 〔手続方法〕

- ・ 市への申告は不要です。ただし、所得税の確定申告か、会社での年末調整が必要となります。(初年度は確定申告が必要です)

平成 11 年～平成 18 年に居住を開始し、平成 22 年度から創設された税源移譲に伴う住宅ローン控除の対象者においては、従前の計算方法も選択できます。この従前の計算方法を選択される場合は、3 月 15 日までに従来どおりの申告が必要です。詳しくは税務課市民税第一係までお問い合わせください

[総務省ホームページ](#)

#### 平成 19 年～平成 20 年に居住開始した方

- ・ 所得税からの控除のみで、住民税の住宅ローン控除は適用されません。

#### 共通事項

- ・ 住民税が課税されない場合や、均等割のみ課税される場合は、適用されません。
- ・ 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合や所得税が課税されない場合は、適用されません。

### 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の適用期間延長

平成 20 年 12 月 31 日で廃止予定となっていた上場株式の配当および譲渡益に対する軽減税率の適用期間が、3 年間延長されることになりました。

### 延長期間

- ・ 平成 21 年 1 月 1 日 ~ 平成 23 年 12 月 31 日 (平成 24 年度住民税まで)

### 軽減税率

- ・ 3 パーセント ( 所得税 7 パーセント )

### 特例措置の廃止

- ・ 配当に係る 100 万円以下の部分、譲渡益に係る 500 万円以下の部分についてのみ、平成 21 年度の住民税まで 3 パーセントの軽減税率を適用する特例措置を設けていましたが、軽減税率の適用期間が延長されたことに伴い、廃止されました。

改正前

	平成 20 年 12 月まで	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年 1 月以降
税 率	10 パーセント	原則 20 パーセント 【住民税】 5 パーセント 【所得税】 15 パーセント		20 パーセント
	【住民税】 3 パーセント 【所得税】 7 パーセント	特例措置 ・ 上場株式等の配当 10 パーセント (配当に係る 100 万円以下の部分) 【住民税】 3 パーセント 【所得税】 7 パーセント ・ 上場株式等の譲渡益 10 パーセント (譲渡益に係る 500 万円以下の部分) 【住民税】 3 パーセント 【所得税】 7 パーセント		【住民税】 5 パーセント 【所得税】 15 パーセント

改正後

	平成 20 年 12 月まで	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 1 月以降
税 率	10 パーセント 【住民税】 3 パーセント 【所得税】 7 パーセント	10 パーセント 【住民税】 3 パーセント 【所得税】 7 パーセント			20 パーセント 【住民税】 5 パーセント 【所得税】 15 パーセント

平成 22 年度(平成 21 年分)、平成 23 年度(平成 22 年分)の上場株式等の配当所得のうち、100 万円を超える部分、および譲渡所得のうち 500 万円を超える部分については 5 パーセント、それ以下の部分については 3 パーセントの軽減税率が適用されることになっていましたが、上記の表のとおり、平成 21 年度(平成 20 年分)までと同様、金額に関係なく、軽減税率が適用されることになりました。

#### 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

個人が平成 21 年および平成 22 年中に取得した土地等（相続、遺贈、贈与および交換によるものを除く）を所有期間 5 年を超えて譲渡した場合に、その譲渡益から 1,000 万円の特別控除(所得控除)ができることになりました。